

# 陳 述 録 取 書

2005年8月16日

東京地方裁判所民事第49部 御中

弁護士 浅 野 史 生

当職は、通訳人坂井美穂氏を介して、タンジュン・バリッド村在住のシャムスリ（SYAMSURI）氏から、本件コトパンジャンダム建設に関し、移転の経緯および被害状況などについて録取したので、以下のとおり、報告する。

## 1 私の身上経歴など

私は、1935年10月5日、旧タンジュン・バリッド村にて父ペンタ（penta）母サウナ（sauna）の間の長男として出生しました。兄弟は弟がおりましたが現在は他界しております。

私の家は農業をして生計を立てていました。私たち家族は、ゴム園3ヘクタール、ガンビル畑4ヘクタール、陸稲畑2ヘクタール、コーヒー畑1ヘクタールの農地を所有していました。陸稲畑は年に1回の収穫を終えると残りの半年でガンビル栽培を行っていました。家族が食べるお米は自分たちの畑で十分に間に合いましたし、コーヒーも家族で消費した残りは市場に売ってお金に換えていました。ゴムとガンビルは換金作物でしたので、それを売って生活必需品を買えば暮らしには全く困りませんでした。

しかし、私たち家族の生活水準は、ダム建設に伴う移転により、低くなってしまいました。

私が小学校に入ったころに、スマトラ島で日本軍とオランダ軍の戦闘が起こり、村人が巻き込まれて死亡したこともあり、小学校は2ヶ月ほど通っただけで、山に身を隠しました。その後、学校が再開されたのですが、こんどは父親が死亡したことによる経済的理由で6ヶ月間しか学校に通えませんでした。

父は、私が小学1年生の時に急死し、母は悲嘆の余りノイローゼ状態となっ  
てしまい、ムアラタクスにある従兄弟の所で療養生活を送るようになってしまいました。私は、パッ・デ(Pak De、「おば」の意味)のティロマ(Tirumah)の所に引き取られ、おばと父の姪であるカナ(Kana)が父の残した農地の世話を  
して私を育ててくれました。私の小学校の学費についても何とか努力したようですが、6ヶ月私を学校に通わせた段階でお金が尽きてしまったようです。

私も小学校に通わなくなっ  
てからはおばやカナの後をついて農作業に従事し、10オになるころには、ゴム園・ガンビル栽培についての全ての作業を行えるようになっていました。

私が11オの時に祖父が亡くなりましたが、その時までにはゴムやガンビルについての栽培・換金の方法については一応身についていたので、祖父が亡くなっ  
ても以前通りの作業をして生活していました。

私は、祖父から引き継いだ農地に加えて、3箇所の農地を購入して(それぞれ1.5ヘクタール、0.5ヘクタール弱、1ヘクタール強)、オレンジ畑を切り開いたりして栽培作物を増やしました。そのオレンジ栽培が上手くって私の暮らしは  
はかなり裕福でした。ダムの話が出た1989年当時、私は2度目の結婚をして子どもを6人もうけ、家族8人で毎日幸せな生活を送っていました。

## 2 移転前の村の生活

ダムの話が出るまでの村の生活についてお話をします。

旧タンジュンバリット村は、周囲3方向をマハット川に囲まれ、残りの1方向は  
小高い丘を控えた村でした。また電気は通っておらず、自家発電装置を持っている

家もありませんでした。皆は、石油ランプを使用して夜の明かりを取っていました。

生活に必要な水については、マハット川を使用していました。水浴（マンディ）をはじめ、洗濯や炊事・飲料水にも使っていました。川幅が100メートル弱あったので、マンディや洗濯には川岸の水を、炊事には川の真ん中の水を使いました。川の水はきらめくきれいな水で、皆健康であったから、炊事や飲料水などに使用しても全然問題なかったといえます。そのような生活でしたから、モーターで水を揚水しパイプで各家に配布する習慣は全くありませんでした。

私たちは川で良く泳ぎましたし、子どもたちは水をかける競争をしたり、川の淵に白い石を投げ込んだ後皆で飛び込み、誰が一番先にその石を見つけられるかという遊びも良くしました。マハット川は村人の生活の一部に完全にとけ込んでいました。

川で採れる一番美味しい魚は、ガリン（garing）という細長い形をした魚で、幼魚で5キロ程度、大きくなると40キロにもなり、私たちの食卓を彩ってくれました。しかしガリンはダムが建設されてからは姿を消してしまいました。

移転前の村では、米を買う必要もなかったし、果物も買う必要もなく、食べるのに何ら心配はいりませんでした。

### 3 ダム建設の話と移転問題の発生

ダムが出来ると最初に聞いたのは、1989年のことでした。

金曜礼拝の後、村長であるバカルディンがニニック・ママック（慣習法指導者）など村の有力者を集めて説明をしたそうですが、私自身は普通の村民であったのでその説明会自体には参加していません。

ただ、その説明会のことは知っていたので、集会に参加した私のスク（氏族）のニニック・ママックであるバ・イン（Ba In）の家を尋ねて行って、集会の内容を聞いたのです。1対1で話をしました。

私が「会議の結果はどうになりましたか」と尋ねました。彼は「村長は、会議で、

『ダム建設のプロジェクトによってこの村は移らなくてはならなくなった。住民の財産は全て補償されるから心配はいらない。』と言ったのです。」と答えました。私は、2つの川をせき止めてダムを造るという計画自体信じられなかったし、ましてや今まで生活していた村から移らなければならないなど、全く信じられませんでした。詳しく話を聞こうとしたのですが、バ・インの話の内容も「村長は『あなた方が持っている財産は完全に、一つの例外もなく補償される。』とっていました。」というように抽象的で、それ以上具体的なことは教えてもらえませんでしたので、15分くらい会話をし、最後に「私にはその話は信じられません。」と言って、バ・インの家を出ました。

戻って、自分の畑の農作業をしましたが、「ダム建設の話は信じられないが、もし万が一移転することが事実だとすると、移転先では到底今みたいな生活は出来ないな。」と思いました。

その後、ミーティングに参加した人たちの間では、何やら話し合いがなされている様子でしたが、自分は参加していないので内容は分かりません。

ミーティングに行かなかった人たちの間では、この件はあまり話題になりませんでした。その理由としては、自分たちが生活しているこの村がダムの底に沈むということが、あまりに現実感がなくてピンとこず、自分たちの問題として中に入っただけでこなかったからではないかと思います。村人の大多数は、ダム建設の話は一時的なものであって、すぐに消えてなくなる手の話ではないかと思っていました。ダム建設に向けてブルドーザーが走り回る状況ならいざ知らず、表面的には村の生活に何の変化もありませんでしたので、そのように考えても無理はなかったと思います。当然、移転地がどこになるかといった話も全く知りませんでした。

村人の中には移転の話自体を知らない人も結構いました。私はバ・インに聞いて知っていたので、ダム建設と移転の話を他の村人に振ってみたこともありますが、皆「そんなことはないでしょうよ。」などと言って信じませんでした。

ところが、私がバ・インから話を聞いてから半年くらいたったころ、地区長（ブ

パッティ : Bupati ) であり県のナンバー 3 の地位にあるアジズ (Aziz Haily) が部下数名と一緒に、金曜礼拝の後のモスクにやって来たのです。

アジズは、補償金について説明しました。ダム建設の具体的な過程についての説明はなく、もっぱら補償金の説明でした。ただ、その内容は「移転に際しては完全な補償がなされる。」といったもので、以前私がバ・インから聞いた内容と大差ありませんでした。

村人は、「完全な補償」と言われてもどうせ政府の言う口約束に違いないと信じていませんでしたが、地区長の地位にあるアジズが言うことですので、どうやら移転自体は避けられないのではないかと感じたようです。表だった質問は皆無でしたが、私は心の中で、「アジズさんが本当に住民を守る気持があれば、きちんと補償や説明をしてくれるはずだが、そうでないならば、勝手にしろ。」と思っておりました。

当時はスハルトの政権下であり、政府の方針に逆らったということになれば有形無形の嫌がらせを受け、場合によっては生命さえ失いかねないような政治状況でした。ですから、反発しても意味はなく、村民が「移転に反対です。」と意見表明しようが補償の具体的水準について問いただそうが、政府はどうせ聞き入れないし、そんなことをした人物は目を付けられて大変な目に遭うことは皆分かっていたのです。アジズが説明しているとき、その場は「本当にダムが建設されて、今までの生活を失う。」という緊張感に満ちていました。しかし、質問は誰も怖くて言い出せなかったのです。

アジズが 2 回目にやってきたのは 1 ヶ月後くらいでした。その時は日曜日であり、朝 9 時ころ、「会議があるので皆来るように。」という呼出がありました。その時のアジズの話は、「土地のこと、農園のこと、家のことなど、例外なく全て補償される。」「もし、代替地をもらったならば、皆王様のようなお金持ちの生活ができる。」「今はゴザの上に寝ているが、移転すればベッドの上で寝られるようになる。」「水についても、今までの川水を使っている生活から、浄水設備がついて枯れるこ

とはない環境になる。」という内容でした。このときのアジズは2時間以上話していました。しかし、村人からの質問はありませんでした。

それ以降、アジズは度々村に来るようになり、一度などは週のうち2回も村に来たことがありました。アジズが村に来たときの説明は「1本の木に至るまで補償されるし、移ればベッドで寝られるようになる。」といったものであって従来からの説明と変わりはなく、具体的補償水準などの話は出ませんでした。アジズの説明の時に、村長が同様の説明を繰り返すこともありました。村人は、このように繰り返しアジズがやってくる様子を見て、「ダム建設と村の移転は本当にあるんだ、避けることはできないのだ。」と思うようになってゆきました。アジズが村にやってきたのは少なくとも10回、おそらく10数回はやってきたと記憶しています。

### 3 財産の自主申告

1990年ころ、村長から財産を申告し国家土地局(BPN)に登録するようという話がありました。

しかし、私は移転に反対でしたので登録をしませんでした。そうしたところ、私の家に村長がやってきて「登録するように。」といったのです。

私は「この登録は、私にとって損するばかりです。補償水準はドリアン1本1万ルピアと聞いていますが、それでは損害ばかり大きいです。」と答えました。しかし、村長は私に「補償に登録しなければ、あなたの所は全部水没するだけだ。」「国家的なプロジェクトであるので、国民は協力しなくてはならない。協力しないことがあれば、あなた自身がダムの底に沈められるに違いない。」「クドゥンオンボの人たちも水に沈められたでしょう。」と話しました。

私は、村長からこのような話を聞いて、登録に応じざるを得ませんでした。登録に当たって、私は自分の土地の範囲を申告しましたが、私の申告を受けて、BPNの測量要因が実際に測量したことはありません。

なお、移転合意書は見たことはありますが、私はサインをしていません。補償同

意書集めも行われていたと後で聞いて知りましたが、私は見たことはないし、サインもしたことはありません。私がサインをした記憶があるのは、上記申告にかかる財産目録のみです。後述のように、1996年、私がインドネシア国内で補償の完全実施を求めて裁判を起こしたところ、相手方の弁護士が私に「移転同意書」を突きつけて「あなたは納得してここにサインをしているではないか。」と質問してきたことがありました。しかし、「移転同意書」は明らかに偽造でした。私は、普通はサインの後ろに指印を押すのですが、この偽造された「移転同意書」には指印が押しておらず、サインしかしていませんでした。そして、このサインの字体は、あまりにも整いすぎている字体で私の筆跡と全く違っていたのです。

#### 4 村が移転するまで

私は村の移転に反対でしたが、反対していると目された人に対してはさまざまな形で嫌がらせがなされました。

例えば、移転予定日の2～3日前ですが、私の隣の家に「プレマン」と呼ばれるごろつき、ギャングの片割れのような人物が勝手に上がり込んできて「テレビをくれよ。」などと強請り出したのです。隣の家の人が断ると、これ見よがしに大声を出したりして嫌がらせをするのです。明らかに私に対する嫌がらせだと思いました。

そのような「プレマン」がただで動くはずはありません。移転直前という時期といい、私の家の隣という場所といい、当局の差し金で、移転反対派に対して揺さぶりをかけるために金で雇われたに違いありません。

私も、このような行為を目の当たりにして、仕方なく引っ越しをすることに決めました。

移転は1993年始めに行われ、村ごと一斉の移転でした。移転には軍のトラックが動員され、制服を着た兵隊も25人前後やってきました。やってきた兵隊は引っ越しを手伝う訳でもなく、ただ私たちが引っ越すかどうかを見張っている役割のようでした。

私も、兵隊が見張っているのです、仕方なく移転の作業をしました。残ってがんばろうかという気持ちもありましたが、このような状況の中で移転を拒否すると後でどのような目に遭うか分からなかったのです、移転作業に手をつけたのです。

しかし、移転の作業をしながらも、忸怩たる思いで心が締め付けられるような感じで、涙が止まりませんでした。移転の作業が終わった後も、何度も何度も元の村の場所まで戻り、人の気配がなくなった村の風景を眺めながら呆然としていました。

## 5 移転後の悲惨な生活

新しい村の住居を見て、とてもがっかりしました。支給された家は、修理しなければ使えないひどい状態でした。家の中に入り歩いていると、いきなり床に穴が空きました。修理の時に分かったことですが、家の土台は一見セメント作りなのですが、廃材を大量に混ぜ込んであったためにまるで廃材にセメントを塗りつけたような状態であり、廃材が腐るとその部分が空洞となって、私が歩いた重みすら支えきれない状態になっていたのです。

以前は2件の家を持っており、1つは65平方メートルほどの広さがあり、部屋も3部屋あり、もう1つは35平方メートルの広さでした。しかし、移転先の家は6メートル×6メートルの広さしかなく、部屋も2部屋しかありませんでした。

水の供給方法については、井戸が掘ってあり、その水を使うようにということだったのですが、たまっていた水は真っ黄色でとても使えたものではありませんでした。水浴（マンディ）になら使えろと考えて水浴びに井戸水を使用した人もいたのですが、たちまち皮膚病にかかってしまいました。

結局、水は、前の村付近まで汲みに行くか、20リットルあたり1000ルピア払って買うしかありませんでした。私の家は1日2つ、2000ルピアを払っていました。

移転先の農地も、ひどいものでした。政府の約束では1997年には絶対に収穫ができる状態のゴム園が2ヘクタール、ゴムが1997年に収穫できた場合には配



当としてさらに2ヘクタールの陸稲畑が支給される予定であるとされ、その他にも果樹園・野菜畑として4000平方メートルが支給されるということでした。

しかし、移転してみると、ゴム園には道路沿いにゴムの幼木が1列分植えられていただけでした。植えられている木の太さはそれなりの太さがありましたが、1列分では換金できるほどの収穫は全く望めず、しかも1999年に起きた火災により全て燃えてしまいました。

そのほか、電気についても設備の設置は無料、電気使用料も1年間は無料というふれこみでしたが、一切約束は守られませんでした。

## 6 移転に反対し続けて

私はダム建設の話が出た当初から移転に反対でしたし、私以外でも貧しい人たちはだいたい移転に反対でした。ただし、私のように反対を公言していた人は他にはいませんでした。

当時のインドネシアでは、政府の決定に異議を申し立てるということは、命の危険を覚悟しないとできないことだったのです。

私自身も、反対を公言していたためにさまざまな圧力を受けました。

その1つとして、1996年の事件があります。

私は当時、私ほか12名が原告となって家、ミカン園、水田その他の補償金の支払いを求める内容の裁判を起こしていました。そのことが政府の気に障ったのでしょうか、チャマ（ブパティの下の行政区域）の役所に呼び出されたのです。

私が入った部屋にはパンカランコタバルの郡長、県知事のアシスタント、警察署長、ニニック・ママックらがいました。そして、ほかの部屋にはブキティンギPLNの職員やパヤクンプの公共事業局の職員、パヤクンプの国家土地局の職員、コトパンジャン水力発電所の所長、パヤクンプの県知事その他役人連中が来ていました。この人たちも私を脅すために来たようでした。総勢車60台くらいで、100人ほど来ていたと思います。その場には警察署長の他に、副警察署長ほか部下2名がい

ました。私は、警察署長から裁判撤回の書類にサインするように脅されました。警察署長は私に対して「撤回しないのであれば『名前だけが村に戻る（＝その場で殺される）。』ことになるぞ。」と言いました。しかし、私は黙っていました。

次に、署長は私を蹴ろうとしました。私がよけたために署長の靴はドアにあたっ  
てしまいました。部屋は緊張に包まれました。署長は立ち上がり、座っている私から1メートルくらいの所に立ち、「署名に応じないのであれば撃つぞ。」とピストル抜いて構えました。私は観念し、「撃つならば撃ってください。」と口を開けて目をつぶりました。その時、私は死ぬ覚悟はできていました。ところが、十数秒たっても、何も起こりませんでした。私が目を開けたら、署長のピストルは元の場所におさまっていたのです。

その場はそれで解放されたのですが、身の危険を感じたので、次の日にパダンの近くのサワルトというところにある地方裁判所で職員をしている姪のダルリスの家に逃げました。それから、ダルリスの家に安全だと判断できるまでその場所に身を隠していました。8日目に弟が死んだという知らせが入りました。弟は以前から病気を患っていましたが、私のことで弟に心配をかけたせいか、精神的にまいってしまっただのかもしれませんが。自宅周辺はとても危険だということで帰るに帰れず、弟の葬式に出ることもできませんでした。

15日目に、私が委任していたグスナワティという名の弁護士がやってきて「裁判をおろした方がよい、あなたの安全のために。」というので、再び県庁に戻って、弁護士の前で裁判取り下ろしの書類にサインをしました。

日本の裁判所には信じられないことかも知れませんが、インドネシアの裁判は裁判官に対する賄賂の額で勝敗が決まるようなところもありますので、その弁護士も政府から買収されていたのかも知れませんが。後に私が得た情報ですと、その弁護士は、500万ルピアの入った封筒を受け取ったとのこと。何の裏付けもなく「裁判を取りおろせば、身の安全が確保できる」と言えるはずもありませんので。真実はよく分かりません。ただ、私とその書類にサインすれば身の安全は確保できると

思い、村に戻りました。戻って、ようやく弟に別れを告げることができました。このような脅迫すらなければ弟の死に目に立ち会えたかと思うと、残念でなりませんでした。

なお、私は、1998年に新たにアデル弁護士に依頼をして未払いの補償金の支払いを求めて提訴いたしました。しかし、まず、地方裁判所で敗訴してしまいました。地方裁判所での訴訟は、途中まで私に有利に進んでいました。しかし、前述したように、裁判所でも賄賂が横行しており、私は、裁判官から「3000万ルピアを出せば、勝たしてやる。」と言われましたが、そのようなお金を用立てすることはできず、逆に被告の方が3億ルピアを裁判所に渡した結果、被告勝訴の判決を裁判所が下したのです。このように、地方裁判所で敗訴した結果は、高等裁判所でも最高裁判所でも覆らずに、逆にこれらの上訴審では、もっと悪い結果になってしまいました。ところで、この裁判では、私は、インドネシア政府が約束した補償金の支払いを求めていましたが、インドネシア政府に対して私たちが補償金の支払いを求めることは当然のことです。なぜならば、支払われるべき約束された補償金が未だもってインドネシア政府から支払われていないからです。しかし、コトパンジャンダム建設によって、私たちの生活は無茶苦茶に破壊されてしまいました。たとえば、私が住んでいた村はもう元通りには戻らないのです。このような損害は、たとえインドネシア政府が約束した補償金の支払いがなされたとしても、容認することは絶対にできません。私たちは、コトパンジャンダム建設によって、幸せに暮らしていく権利を奪われたのです。だからこそ、この責任をとってもらいたく、日本政府などに新たに訴えを提起したのです。

## 7 財産と補償

私が移転前に私が所有していた主な財産は次のとおりです。

家屋（2件、65平方メートルのものと35平方メートルのもの）、ゴム園とガンビル畑（併せて25ヘクタール）、喫茶店（2店舗、1つが12メート

ル×4メートル、もう1つが10メートル×3.5メートル)、水田(0.9ヘクタール)、ゴム園(2ヘクタールのものと、1ヘクタールのもの)、みかん農園(3つあり、1つが0.5ヘクタールで、残りの2つがそれぞれ1ヘクタール)、農園(1ヘクタールのもの2つ、ガンビル・ゴム・ドリアン・コーヒーなどを植えていた)、養殖池(5メートル×6メートル)。

これらの財産は移転によって全て手放さざるを得ませんでした。

そして、それに対する補償は以下のとおりです。

1992年に補償がありました。受け取った補償金の額は全部で1500万ルピアです。補償の対象となった財産は、家屋1件・2つの喫茶店・みかん農園(1ヘクタール分)・ゴム園(2ヘクタール分)・屋敷地の作物のみです。この金額は、不当に低いものです。例えば、家一件の補償としても不十分なものです。この1500万ルピアは、移転地での家の改築費用と生活費に費消しました。また、新村と旧村とを往復していた時期がありましたので、その時の交通費(1回の往復で3000ルピアかかります。なお、バイクタクシーを使う場合には1回の往復で5000ルピアかかります。)がかなりかかりましたし、また、この補償金のうち400万ルピアは6人の子どもに分配しました。子供達も生活に困っていたので援助しなければならなかったのです。

このように1992年に受け取った補償金は全て使ってしまいました。そして、私は、この1500万ルピア以外には補償金は受け取っていません。

そこで、私は、前述のように、未払いの分の補償を求めて、1996年に裁判を起こしたのですが、脅迫などの嫌がらせを受けたので取り下ろしてしまいました。

その後、県知事がやってきて、旧村で測量を行い、未払いの補償があれば、支払うという約束をしました。そして、測量が行われました。しかし、その後、国家土地局との間で交渉を何回か行いましたが、結局は何も支払われませんでした。

## 8 冠水の危険がある旧村に戻って

先程述べたように、移転先の村では全く生活がやっていけません。移転先では、本当に食べることでできない世帯が3世帯ありました。それらの世帯は、食べ物がなく、3日間何も食べることができず、政府から与えられた2ヘクタールのゴム園を売らざるを得ないほどでした。経済的な収入も確保できませんし、水についても問題が多すぎます。

そこで、私は旧村に戻ることにしました。政府の説明では旧村は水の下に沈むといわれていたのですが、なぜか旧村の一部は水際ぎりぎりの状態で沈むことがなく、乾期で水が引くときなどは更に多くの家が顔を出すような状態だったのです。

私は、1994年に、旧村に居住先を移しました。旧村にはきれいな水があります。1994年当時は、実りのよいヤシの木もまだありましたし、収穫できるゴムの木もありました。ただ、今は、このヤシの木やゴムの木からも収穫ができなくなっていました。私は旧村に戻って、ミカン畑やガンビル畑を再建しました。それである程度の収入は確保できましたが、移転前の状態とはかなりの収入差があり、また、1992年に受け取った補償金は現在までに全て使ってしまいました。

それでも、移転先の新村で生活するよりは、幾分ましな生活だと思います。生活は苦しいですし、大雨が降ると冠水する危険もあるのですが、それでも旧村で暮らすことに迷いはありません。現在、私のほかにも旧村に戻っている人は多くいます。大体50世帯くらいです。危険はあるのですが、新村での生活があまりにも悲惨なので、背に腹は代えられないのです。

## 9 結語

私たちは、何も悪いことをしていないのに、なぜこんなに苦しまなくてはいけないのでしょうか。

裁判所は日本の援助がよいことに使われていると誤解しているかも知れません。ぜひ、現地の実情をご理解いただければと思います。私は今年で70才になります

が、裁判所での証言を求められれば、無理を押してでも証言に立つ決意を持っています。

ぜひとも私たちを救っていただきたく、私の陳述を終わります。

以 上